不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果について
（2023年６月～2023年９月）

2024年１月31日

八十二銀行　長野銀行

目次

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

Ⅰ.　基盤的サービス提供の維持とお客さまへの不当な不利益防止に向けた取組

Ⅱ.　融資条件(金利・保証等)の適切性・合理性に関するモニタリング

Ⅲ.　店舗網の維持に関するモニタリング

Ⅳ.　相談窓口に寄せられた相談等の内容

Ⅴ.　実効性評価のための審議の実施状況

Ⅰ．基盤的サービス提供の維持と
お客さまへの不当な不利益防止に向けた取組

Ⅰ．基盤的サービスの提供の維持と
お客さまへの不当な不利益防止に向けた取組

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 八十二銀行と長野銀行は、経営統合により、両行がこれまで培ってきたノウハウを融合し、それぞれが保有するネットワークや情報を共有することで各種取組を強化し、中小規模の事業者や地域社会により一層貢献できる体制を構築してまいります。
- 一方で、経営統合により、長野県内のシェアが上昇することで、お客さまに対して不当な不利益を発生させることがないよう、次頁以降の取組を行ってまいります。

【経営統合】

■ 基盤的サービス提供の維持

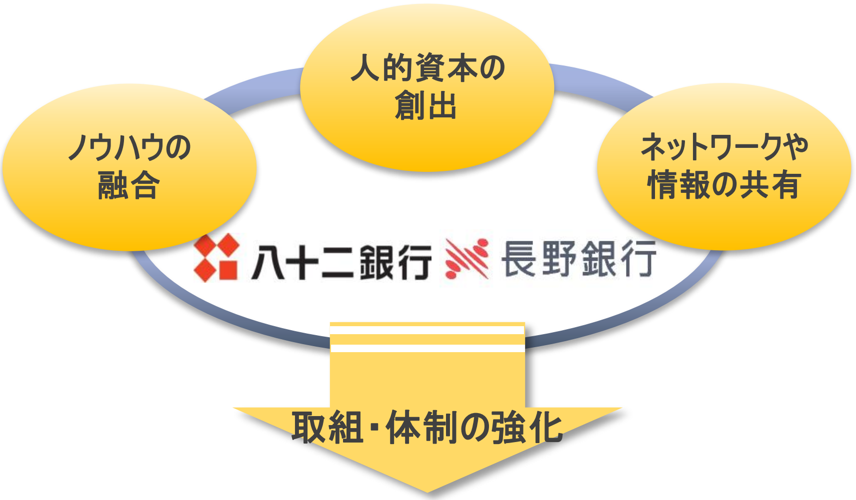

地域金融の円滑化、地域経済の活性化
基盤的サービスの提供の維持

■不当な不利益発生の防止

県内シェアが上昇

↓

競争環境が弱まり、お客さまへ
不当な不利益を与える懸念
（特に中小事業者向け貸出分野）

↓

不当な不利益防止措置の策定が必要

Ⅰ. 基盤的サービスの提供の維持と
お客さまへの不当な不利益防止に向けた取組

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

● 八十二銀行と長野銀行は、「不当な不利益」の定義を以下のように定め、「不当な不利益の防止に向けた取組方針」に基づき、お客さまに不当な不利益が生じることのないよう取り組んでまいります。

【不当な不利益の定義】

経営統合に伴い生ずるおそれがある、中小企業（個人事業主を含む、以下同じ）に対する、適切かつ合理的な理由のない以下の対応

① 貸出に係る審査水準厳格化
② 取引の拒絶
③ 貸出金利の引き上げ
④ 保証条件の悪化等融資条件の悪化
⑤ サービスの質の低下
⑥ 利用者の利便性の低下
⑦ その他、不当な不利益と認められる事項

【不当な不利益の防止に向けた取組方針】

① 適切かつ合理的な理由なく、融資取引の拒絶はいたしません。
② 適切かつ合理的な理由なく、金利の引き上げおよび高い金利の設定、ならびに新たに保証人を立てることを条件とする等、不当な融資条件を提示することはいたしません。
③ サービスの質の向上および地域の皆さまの利便性の向上に努めてまいります。
④ その他、お客さまに「不当な不利益」が生じないよう努めてまいります。

Ⅰ．基盤的サービスの提供の維持と お客さまへの不当な不利益防止に向けた取組

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- お客さまへの不当な不利益（特に長野県内の中小企業向け貸出分野では、貸し渋りや不当な貸出金利の上昇、不当な保証の取得等）が生じないよう、適正な運用に向けた実施体制を構築いたします。
- 以下の通り事前防止措置を講じるとともに、その実効性を確保するための事後的なモニタリング措置を実施いたします。

■ 不当な不利益防止に向けた実施体制

組 織	実施内容
＜統括機関＞ 八十二銀行：取締役会 長野銀行　：取締役会	・半年毎審議。 ・上位審議機関の審議を踏まえ、各防止措置の実効性を評価。 ・必要に応じて改善策等を指示。 ・独立社外取締役の目線で検証。
＜上位審議機関＞ 八十二銀行：経営会議 長野銀行　：常務会	・半年毎審議。 ・審議機関の審議を踏まえ、各防止措置の実効性を評価。
＜審議機関＞ 八十二銀行：融資管理委員会 長野銀行　：信用リスク委員会	・半年毎審議。 ・モニタリング結果の分析・検証。 ・各防止措置の実効性を評価。
＜実務統括部署＞ 八十二銀行：企画部 長野銀行　：総合企画部	・各防止措置の実施・指示。 ・モニタリング結果の取りまとめ、管理、審議機関への報告。
＜モニタリング部署＞ 八十二銀行：企画部・融資部・リスク統括部 長野銀行　：総合企画部・融資統括部・リスク統括部	・各種措置のモニタリングの実施、報告。 ・関係所管部もモニタリングに協力。

■ 不当な不利益防止のための方策

① 「不当な不利益防止」に向けた体制の構築
② 審査水準の厳格化、不当な謝絶等防止
③ 融資審査時における中小企業向け貸出金利の事前確認
④ 融資審査時における経営者保証等の保証条件に係る事前確認
⑤ 長野県内の店舗統廃合に係る事前確認
⑥ 不当な不利益防止のための事後的なモニタリング措置
⑦ 需要者への不当な不利益防止措置の周知
⑧ 不当な不利益防止措置の実効性のモニタリング
⑨ 金融当局への報告
⑩ モニタリング状況の定期的な公表

【不当な不利益防止の実施フロー図】

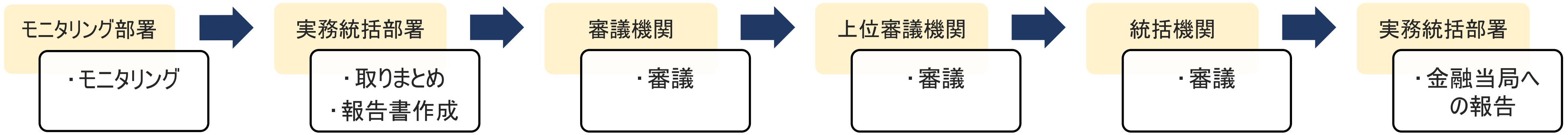

Ⅱ．融資条件（金利・保証等）の適切性・合理性に関するモニタリング

Ⅱ. 融資条件(金利・保証等)の適切性・合理性に関するモニタリング

- 八十二銀行及び長野銀行は融資条件の適切性・合理性の事前確認を実施しております。
- また、本部によるモニタリング調査も実施しております。
- モニタリングの結果、不当な不利益と認められる謝絶、減額対応、保証取得等はございませんでした。
- 八十二銀行において、貸出金利の是正が必要な案件が2件発生しましたが、モニタリング等が機能し、現時点で不当な不利益の状態にある事案はございませんでした。

■本部による悉皆でのモニタリング対象取引

① 与信取引の謝絶事案(条件変更等含む)

② 書替・条件変更等の減額対応
※定期的に対応している年度資金等の減額対応を含む

■本部による任意抽出でのモニタリング対象取引

① 貸出金利水準

② 保証の新規取得、保証内容変更

全体で13,622件（八十二銀行：11,244件、長野銀行：2,378件）の不当な不利益についての事前確認対象事案のうち、八十二銀行において、金融当局へ事前確認した水準を合理的理由なく上回る金利にて対応した事案が２件発生いたしました。当該２事案は、本部での事後モニタリング等により抽出され、その後速やかに是正し、現時点で不当な不利益の状態にある事案はございません。

Ⅱ．融資条件（金利・保証等）の
適切性・合理性に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 貸出金利において不当な不利益を発生させないよう、長野県内の中小企業のお客さまに対する貸出金の金利について、定量的にモニタリングを実施しております。
- モニタリングの結果、不当な不利益にあたるような金利の上昇はないものと判断しております。

■モニタリング対象の貸出金

八十二銀行、長野銀行、それぞれが、長野県内の中小企業のお客さまに対する貸出金について、下図①～④を対象として、定量的にモニタリングを実施しております。

- ①貸出金（既存・新規を含めた貸出金全体）
  - 既存貸出金（モニタリング対象外）
  - ②新規貸出金
    - ③新規貸出金（長期）
    - ④新規貸出金（短期）

■モニタリング内容

対象毎、平均金利を算出し、その推移をモニタリングしております。

■モニタリング目的

中～長期的な視点から、金利の上昇傾向がないかを検証しております。

Ⅱ. 融資条件(金利・保証等)の適切性・合理性に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

● 長野県内の中小企業に対する貸出金全体の平均金利の定量モニタリングの結果、貸出金利は安定推移しております。

長野県内の中小企業に対する貸出金の平均金利推移(%)

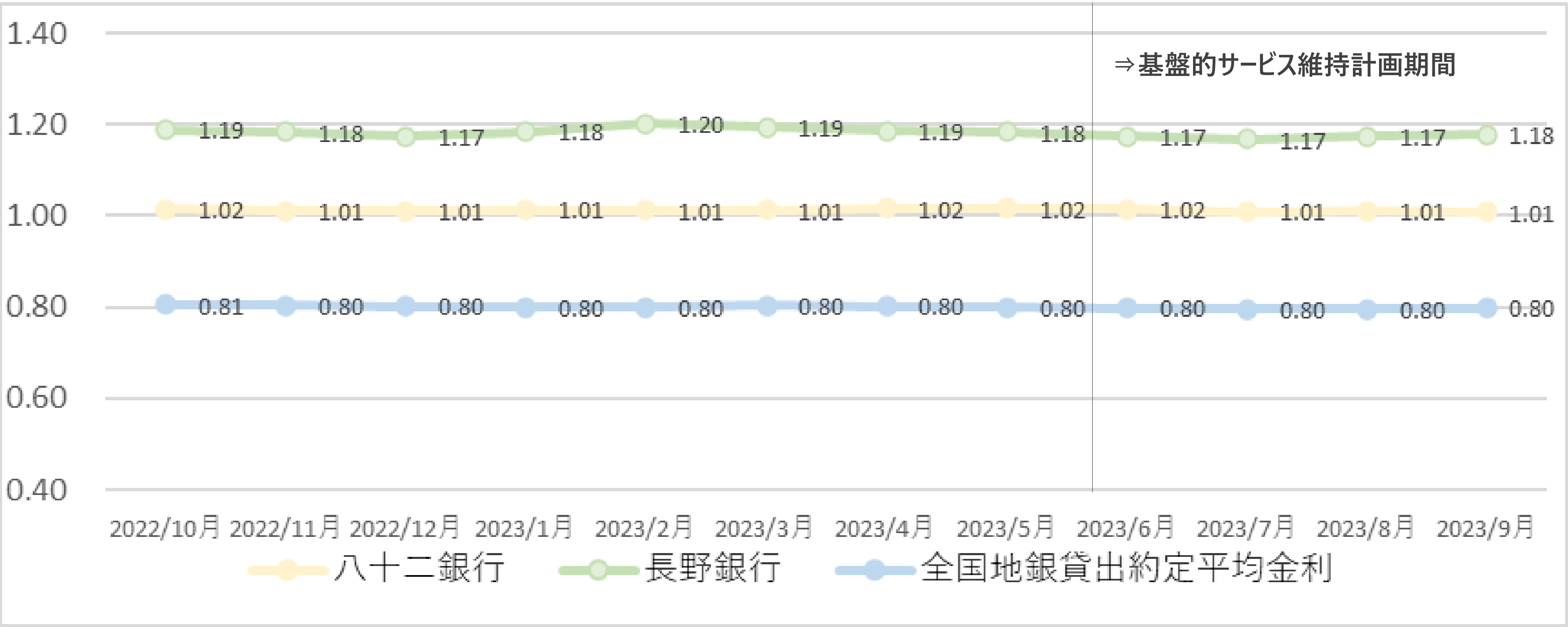

(注1) 八十二銀行・長野銀行：貸出金の月末残高に対する加重平均金利
(注2) 全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

Ⅱ．融資条件（金利・保証等）の適切性・合理性に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

● 長野県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利の定量モニタリングの結果、貸出金利は安定推移しております。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利推移（%）

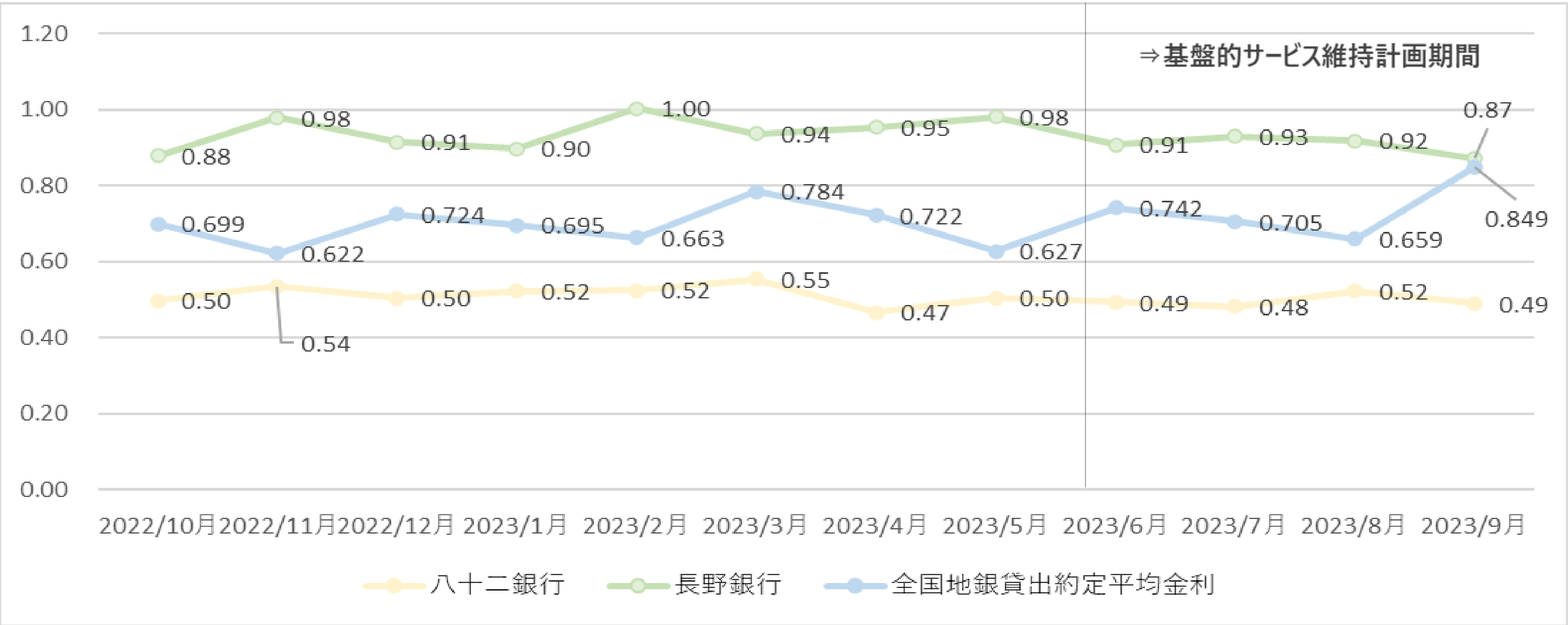

（注1）八十二銀行・長野銀行：貸出金の実行金額に対する加重平均金利
（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

Ⅱ．融資条件（金利・保証等）の 適切性・合理性に関するモニタリング

● 長野県内の中小企業に対する新規貸出金（長期）の平均金利の定量モニタリングの結果、貸出金利は安定推移しております。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金（長期）の平均金利推移（％）

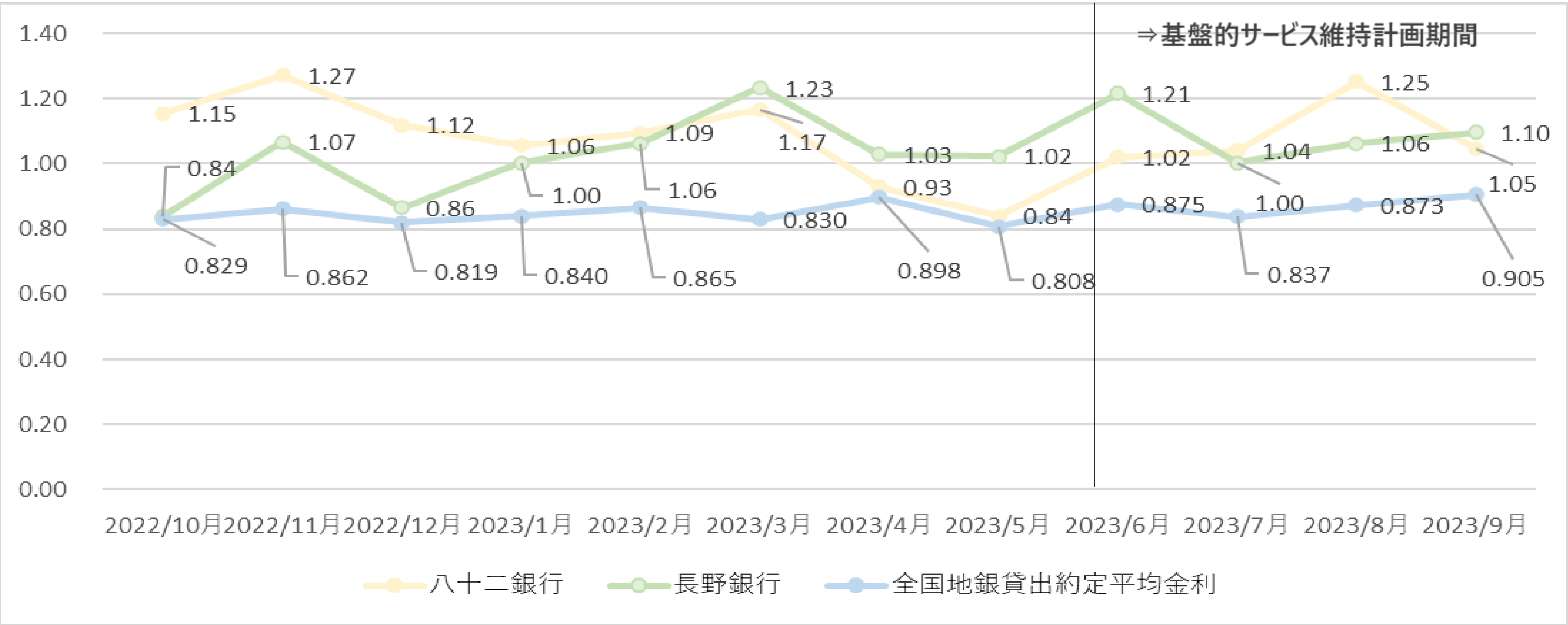

（注1）八十二銀行・長野銀行：貸出金の実行金額に対する加重平均金利
（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

Ⅱ．融資条件（金利・保証等）の
適切性・合理性に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

● 長野県内の中小企業に対する新規貸出金（短期）の平均金利の定量モニタリングの結果、貸出金利は安定推移しております。

長野県内の中小企業に対する新規貸出金（短期）の平均金利推移（%）

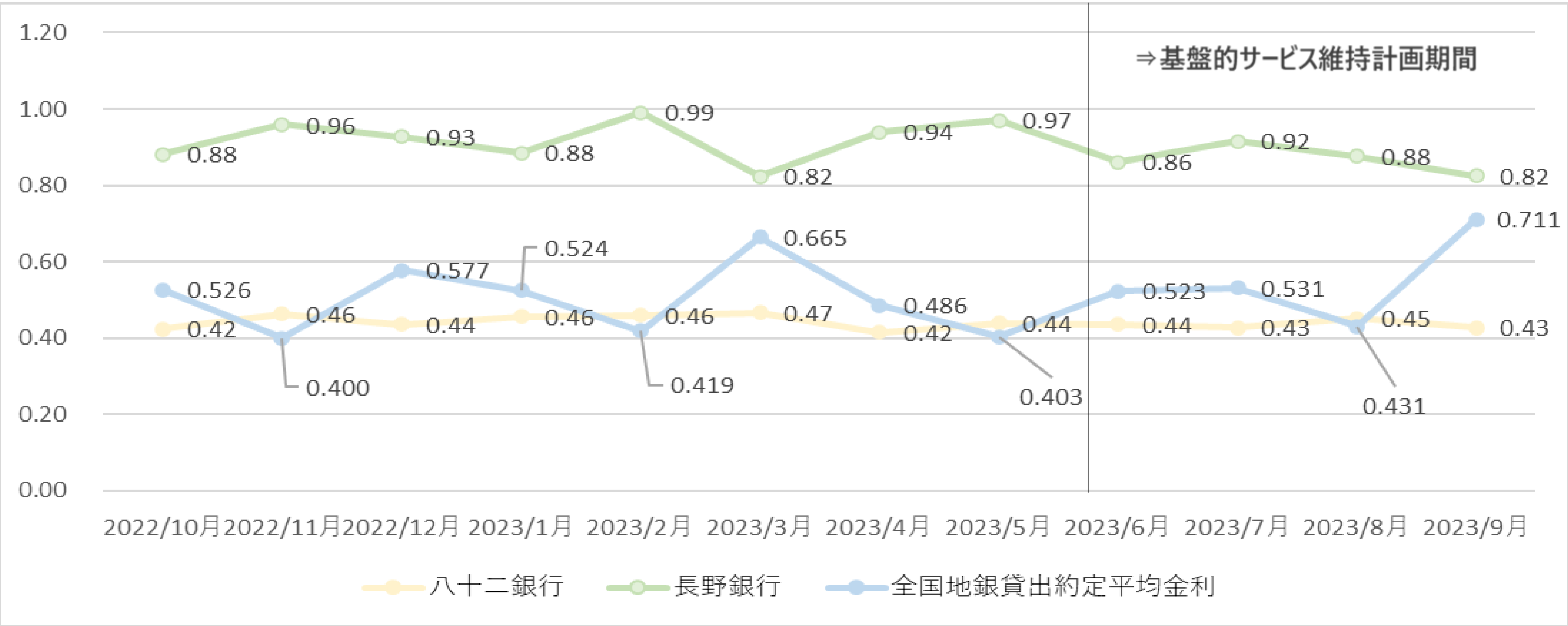

（注1）八十二銀行・長野銀行：貸出金の実行金額に対する加重平均金利
（注2）全国地銀貸出約定平均金利（出所：日本銀行「貸出約定平均金利の推移」）

Ⅲ．店舗網の維持に関するモニタリング

Ⅲ. 店舗網の維持に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 長野県内の店舗網の維持に関しては、お客さまの利便性に配慮し一定の店舗網を維持することとし、「閉鎖店舗と近隣の店舗との距離は車で10kmかつ15分圏内」を原則としております。また、統廃合が決定した場合には、統廃合店舗と近隣の店舗間の車での移動距離と時間を開示することとしております。
- 2026年1月の合併までに長野県内で予定している店舗統廃合は下表のとおりとなっております（2023年10月 以降に決定した事項も含んでおります）。なお、店舗の統廃合に当たっては全て金融庁より事前の確認を受けております。

＜2023年度＞

・八十二銀行（ブランチインブランチ（以下、BinB）による移転統合）

実施予定日	対象店舗	移転統合先		距離 ※1	時間 ※2
2023年5月15日	池田支店※3	八十二銀行	あづみ松川支店	2.5km	6分
2024年1月15日	明科支店		穂高支店	5.6km	12分
2024年1月29日	朝陽支店		東和田支店	2.6km	9分
2024年2月26日	高遠支店		伊那支店	8.0km	13分
2024年3月11日	更北支店		川中島支店	1.9km	6分

※1　当行独自調査による対象店舗と統合先の車での移動距離を記載しております（次頁以降同様）。
※2　当行独自調査による対象店舗と統合先の車での移動時間を記載しております（次頁以降同様）。
※3　八十二銀行池田支店は、本計画策定時は存続しておりましたが、2023年6月1日の経営統合前に移転統合したため金融庁の事前確認対象外となります。

Ⅲ．店舗網の維持に関するモニタリング

＜2024年度＞

・八十二銀行（BinBによる移転統合）

実施予定日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2024年4月8日	稲荷山支店	八十二銀行	屋代支店	2.1km	6分
2024年4月22日	寿支店		村井支店	2.6km	7分
2024年6月10日	惣社支店		松本駅前支店	3.2km	13分

・八十二銀行（共同店舗化による移転統合）

実施予定日	対象店舗	移転先		距離	時間
2024年5月27日	信州大学前支店	長野銀行	松本北支店	0.9km	3分

・長野銀行（BinBによる移転統合）

実施予定日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2024年6月24日	伊那東支店	長野銀行	伊那支店	1.2km	5分
2024年6月24日	須坂南支店		須坂支店	1.3km	5分
2024年7月22日	岡谷北支店		岡谷支店	2.3km	7分
2024年8月26日	松本東支店		大名町支店	1.6km	7分

Ⅲ．店舗網の維持に関するモニタリング

「競争から共創へ」 八十二銀行 長野銀行

＜2025年度＞

・八十二銀行（BinBによる移転統合）

実施予定日	対象店舗	移転統合先		距離	時間
2025年7月※1	塩尻西支店	八十二銀行	塩尻支店	1.1km	3分
	茅野駅前支店		茅野支店	0.9km	3分
2026年1月1日	上郷支店	桜町支店（新設）※2		1.4km	4分
	西松本支店	松本渚営業部（新設）※3		1.2km	6分
	吉田支店	八十二銀行	浅川若槻支店	1.5km	6分

・長野銀行（廃止による統合）

実施予定日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	飯田支店	桜町支店（新設）※2		―	―
	伊那支店	八十二銀行	伊那支店	1.6km	6分
	岩村田支店	八十二銀行	岩村田支店	0.4km	3分
	上田支店	八十二銀行	上田支店	0.2km	2分
	大町支店	八十二銀行	大町支店	1.2km	5分

※1　日付は、現時点においては未定でございます。
※2　桜町支店は長野銀行飯田支店の廃止に合わせ、同支店の現店舗に新銀行の店舗として新設いたします。
※3　松本渚営業部は長野銀行本店営業部の廃止に合わせ、同営業部の現店舗に新銀行の店舗として新設いたします。

Ⅲ．店舗網の維持に関するモニタリング

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

＜2025年度（続き）＞

・長野銀行（廃止による統合）

実施予定日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	岡谷支店	八十二銀行	岡谷支店	0.6km	2分
	上山田戸倉支店		上山田支店※	0.1km	1分
	川中島支店		川中島支店	3.1km	7分
	木曽支店		福島支店	0.9km	3分
	駒ヶ根支店		駒ヶ根支店	0.1km	1分
	小諸支店		小諸支店	0.4km	1分
	坂城支店		坂城支店	0.6km	2分
	佐久支店		野沢支店	1.5km	5分
	塩尻支店		塩尻支店	0.7km	3分
	篠ノ井支店		篠ノ井支店	0.5km	2分
	下諏訪支店		下諏訪支店	1.3km	4分
	須坂支店		須坂支店	0.6km	2分

※　長野銀行上山田戸倉支店の廃止に合わせ、八十二銀行上山田支店を長野銀行上山田戸倉支店の現店舗へ移転いたします。

＜2025年度（続き）＞

・長野銀行（廃止による統合）

実施予定日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	諏訪支店	八十二銀行	諏訪支店	2.8km	7分
	芹田支店		長野南支店	1.3km	4分
	高宮支店		南松本支店	0.7km	4分
	丹波島支店		川中島支店	1.1km	2分
	大名町支店		松本駅前支店	0.7km	4分
	茅野支店		茅野支店	0.3km	1分
	豊科支店		豊科支店	0.2km	1分
	中野支店		中野支店	0.8km	3分
	長野営業部		長野支店※	－	－
	白馬支店		白馬支店	0.6km	2分
	波田支店		波田支店	2.7km	6分
	広丘支店		広丘支店	1.8km	4分

※　長野銀行長野営業部の廃止に合わせ、八十二銀行長野支店を長野銀行長野営業部の現店舗へ移転いたします。

Ⅲ．店舗網の維持に関するモニタリング

＜2025年度（続き）＞

・長野銀行（廃止による統合）

実施予定日	対象店舗	統合先		距離	時間
2026年1月1日	穂高支店	八十二銀行	穂高支店	0.4km	2分
	本店営業部	松本渚営業部（新設）※1		―	―
	松本北支店	八十二銀行	信州大学前支店※2	―	―
	松本西支店	松本渚営業部（新設）※1		2.2km	8分
	三郷支店	八十二銀行	三郷支店	0.4km	1分
	箕輪支店		箕輪支店	0.4km	1分
	三好町支店		三好町支店	0.4km	2分
	元町支店		松本駅前支店	2.6km	11分
	屋代支店		屋代支店	0.3km	1分
	柳町支店		昭和通営業部	0.9km	4分
	柳原支店		東和田支店	2.5km	7分
	芳川支店		村井支店	1.6km	6分
	若槻支店		浅川若槻支店	0.3km	1分

※1　松本渚営業部は長野銀行本店営業部の廃止に合わせ、同営業部の現店舗に新銀行の店舗として新設いたします。
※2　八十二銀行信州大学前支店は2024年5月27日に長野銀行松本北支店内へ移転し、以降廃止までの間は共同店舗運営をしております。

Ⅳ. 相談窓口に寄せられた相談等の内容

Ⅳ．相談窓口に寄せられた相談等の内容

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 経営統合および取引条件に関する相談窓口を以下のとおり、八十二銀行および長野銀行内にそれぞれ設置しております。
- 窓口に寄せられた利用者意見の概要は以下のとおりですが、不当な不利益の発生に関する相談はございませんでした。
- ご意見・ご相談等は引き続き記載のお問合せ先へお寄せください。

■ 八十二銀行　受付時間：平日9：00～17：00
フリーダイヤル　0120－82－8682

■ 長野銀行　受付時間：平日9：00～17：00
フリーダイヤル　0120－973－345

相談窓口に寄せられた利用者意見等の概要
①行名に関する要望 ②イメージキャラクターに関する要望 ③商品サービスの向上に関する要望 ④その他、取引・手続等に関する要望

■ 金融庁相談窓口　金融サービス利用者相談室
受付時間：平日10：00～17：00
ナビダイヤル　0570－016811　IP電話等：03－5251－6811

Ｖ．実効性評価のための審議の実施状況

Ⅴ. 実効性評価のための審議の実施状況

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 2023年6月～9月のモニタリング結果について、八十二銀行および長野銀行はそれぞれ以下のとおり審議を実施しております。
- いずれの審議においても不当な不利益防止措置の実効性について問題ないとの評価を受けております。

【八十二銀行の審議の状況】

①融資管理委員会
2023年10月17日開催

②経営会議
2023年10月27日開催

③取締役会
2023年11月10日開催
参加者14名
うち、社外取締役4名、社外監査役3名

【長野銀行の審議の状況】

①信用リスク委員会
2023年10月20日開催

②常務会
2023年10月27日開催

③取締役会
2023年10月30日開催
参加者13名
うち、社外取締役3名、社外監査役3名

Ⅴ. 実効性評価のための審議の実施状況

「競争から共創へ」
八十二銀行 長野銀行

- 前頁の評価と合わせて、各審議において以下の意見・提言が出ております。
- 意見・提言については今後の施策の検討にあたり、適切に反映してまいります。

＜意見・提言＞

◆ 不当な不利益防止措置の確実な履行と、検証の効率性を両立させるような仕組みの検討が必要。

◆ 不当な不利益防止措置の確実な履行の継続のため、定期的に重要性を共有していくことが必要。

◆ 本部でのモニタリングは、リスクが高い分野に注力する等の検討も必要。

◆ お客さまの意見を幅広く集め、施策に反映させることが必要。

↓

今後の施策に反映